

**第6期酒々井町障害福祉計画  
及び  
第2期障害児福祉計画**

令和3年3月

**酒々井町**

# 目次

第1章	計画策定の趣旨	
1	計画策定の趣旨	2
2	計画の位置づけ	3
3	計画の基本理念	5
4	計画の期間及び見直しの時期	6
5	計画の達成状況の点検及び評価	6
第2章	酒々井町の現状	
1	身体障害児・者の状況	8
2	知的障害児・者の状況	10
3	精神障害者保健福祉手帳所持者・精神通院医療受給者の状況	11
第3章	第6期障害福祉計画	
1	令和5年度目標値の設定	14
2	障害福祉サービス等の利用状況、見込量、今後の方策	17
3	地域生活支援事業の実績と見込量	24
第4章	第2期障害児福祉計画	
1	令和5年度目標値の設定	29
2	障害児通所支援等の利用状況、見込量、今後の方策	30

# 第1章

# 計 画 策 定 の 趣 旨

## 1 計画策定の趣旨

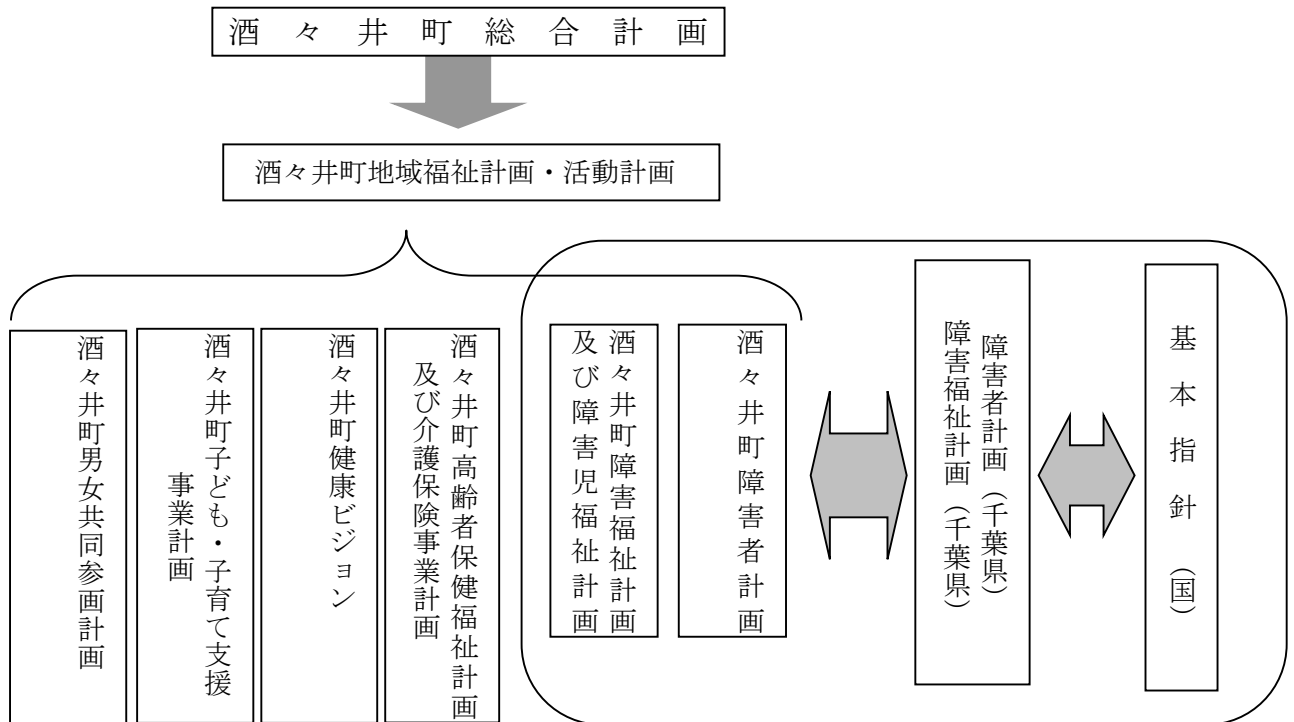
平成28年6月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」が改正され、障害者が自ら望む地域生活を営むことができるよう「生活」と「就労」に関する支援の一層の充実を図るとともに、児童福祉法の一部改正により、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の充実を図ることとし、いずれも平成30年4月から施行されました。また、障害者総合支援法では市町村等の責務として『障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に努めなければならない。』と掲げられており、厚生労働大臣の定める「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「国の基本指針」）に即して市町村が市町村障害福祉計画及び障害児福祉計画を策定するものとしています。

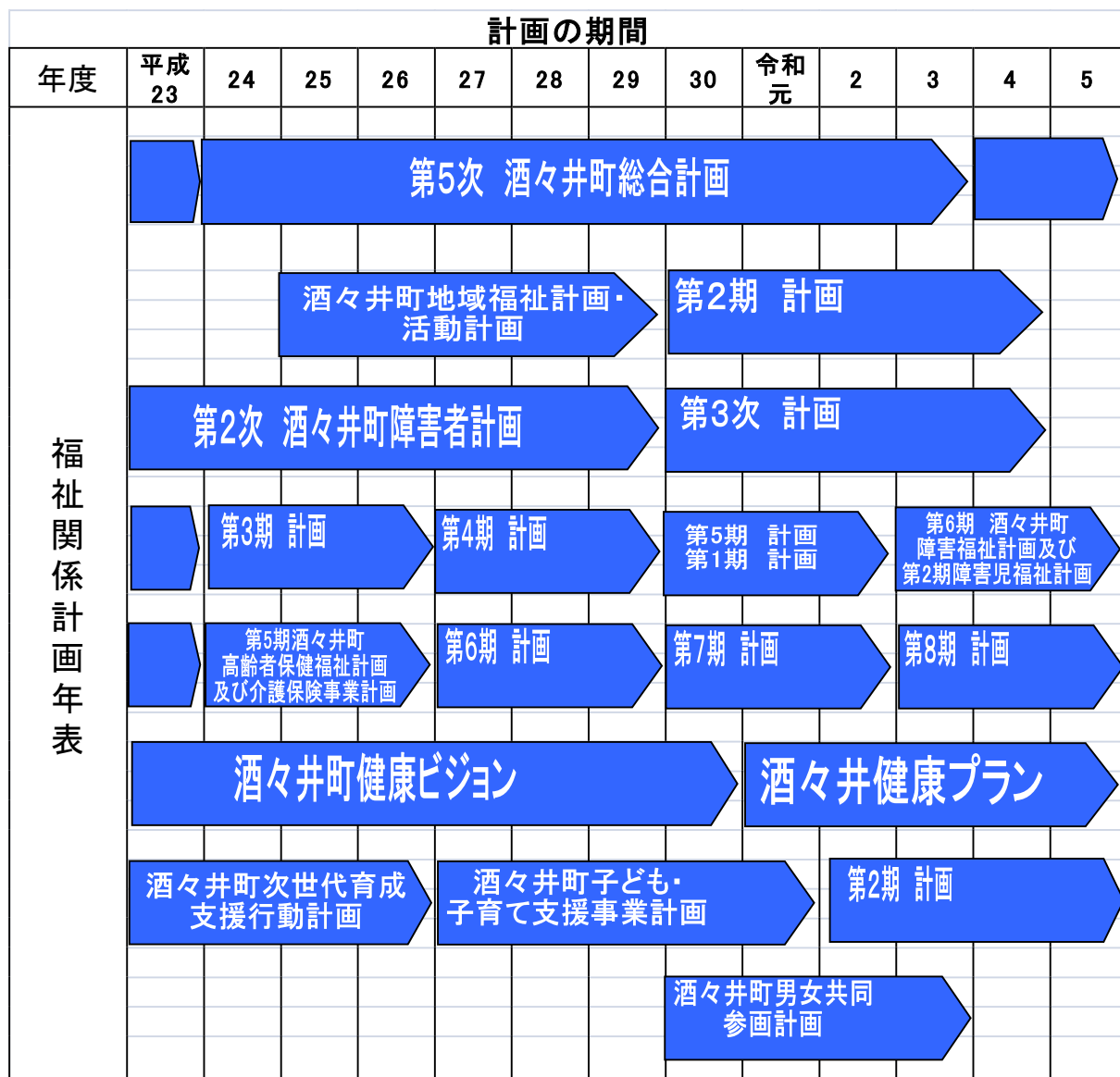
酒々井町では、平成30年3月に「第3次酒々井町障害者福祉計画（平成30～令和4年度）」と「第5期酒々井町障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画（平成30～令和2年度）」（以下「前計画」という。）を策定し、計画的な障害者施策の推進を図っているところであります。

「第6期酒々井町障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画」（以下「本計画」という。）は、酒々井町の障害福祉の基本計画である「酒々井町障害者計画」に対し、その実施計画として策定するもので、前計画が令和2年度に計画の最終年度を迎えることから、これまでの進捗状況や目標数値を検証するとともに、国や県の動向も踏まえて、新たに策定するものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、障害者総合支援法第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画として策定するものであり、同時に改正児童福祉法（平成30年4月施行）第33条の20に規定する市町村障害児福祉計画としての「酒々井町障害児福祉計画」を一体化のものとして策定するものです。また、平成30年3月に策定しました「酒々井町障害者計画」や平成24年3月に策定しました「酒々井町総合計画」をはじめとする各種計画と国、県が策定した関連する計画等と調和が保たれたものとしします。





### 3 計画の基本理念

本計画では、「障害者総合支援法」の趣旨及び「国の基本指針」に示された内容を基に、「酒々井町障害者計画」で掲げた下記の基本理念に基づいて策定を進めていきます。

#### 酒々井町障害者計画基本理念

##### ① 人権の尊重

障害のある人が地域で社会の一員として豊かな生活を送るためには、町民一人ひとりが障害及び障害のある人に対して関心と正確な理解を持つことが必要です。特に、心臓、腎臓、直腸などに障害がある内部障害、精神障害、発達障害など外見ではわかりにくい障害は、町民の理解と協力が必要となります。町民への広報・啓発活動及び住民との交流活動を促進することで、障害の有無に関わらず相互に人格と個性を尊重し、支えあう共生社会の実現を目指します。

##### ② 障害のある人の自立

障害のある人が自由に自分自身の考えに基づいて選択・行動し、その持てる力を発揮して自立した生活が送れるよう、福祉・就労・保健・医療・教育など様々な面から包括的に支援を行い、地域での生活を促進していきます。

##### ③ 地域住民との共助・協働

地域生活は、障害福祉サービス事業者や関係機関のみではなく、地域に住む町民が大きな役割を果たします。障害のある人が住みなれた地域で安心して生きがいを持って生活するために、地域住民との連携のもと、地域の中で共に支えあう共助・協働の仕組みづくりを目指します。

##### ④ 生活環境の整備

障害の有無に関わらず、誰もが地域でいきいきと安全、安心に生活できるよう、ソフト・ハード両面でのバリアフリー化を推進するとともに、福祉・保健・医療施策の充実を図ります。

##### ⑤ ネットワークづくり

国及び県、町及び圏域市町村の行政機関相互の連携体制を確保するとともに、障害者福祉関係機関及び教育施設、福祉サービス事業所、地域住民団体などとのネットワークを構築し、地域全体で障害のある人を支えていきます。

### 国の基本指針の主な内容

- 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- 2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実
- 4 福祉施設から一般就労への移行等
- 5 障害児支援の提供体制の整備等
- 6 相談支援体制の充実・強化等
- 7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

### 4 計画の期間及び見直しの時期

本計画は、3年を1期として策定することが法的に定められており、計画期間は令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

### 5 計画達成状況の点検及び評価

本計画に定める目標やサービス見込量などの点検や評価については、計画数値と実績を担当が資料を毎年度作成し、達成状況を評価するとともに、本計画の進行管理を行います。

この計画の的確な進行管理を行うため、成果目標や活動指標の達成状況について、PDCAサイクルに沿った点検・評価を行います。



**第2章**  
**酒 々 井 町 の 現 状**

1 身体障害児・者の状況

身体障害児・者数（身体障害者手帳所持者数）は、令和2年3月31日現在、734人となっています。毎年増加傾向が続いています。

総人口が平成27年度から減少の中で、身体障害者数は30.8%増と高い伸び率を示し、対人口比でも、平成24年度の2.62%から3.54%へと上昇しています。

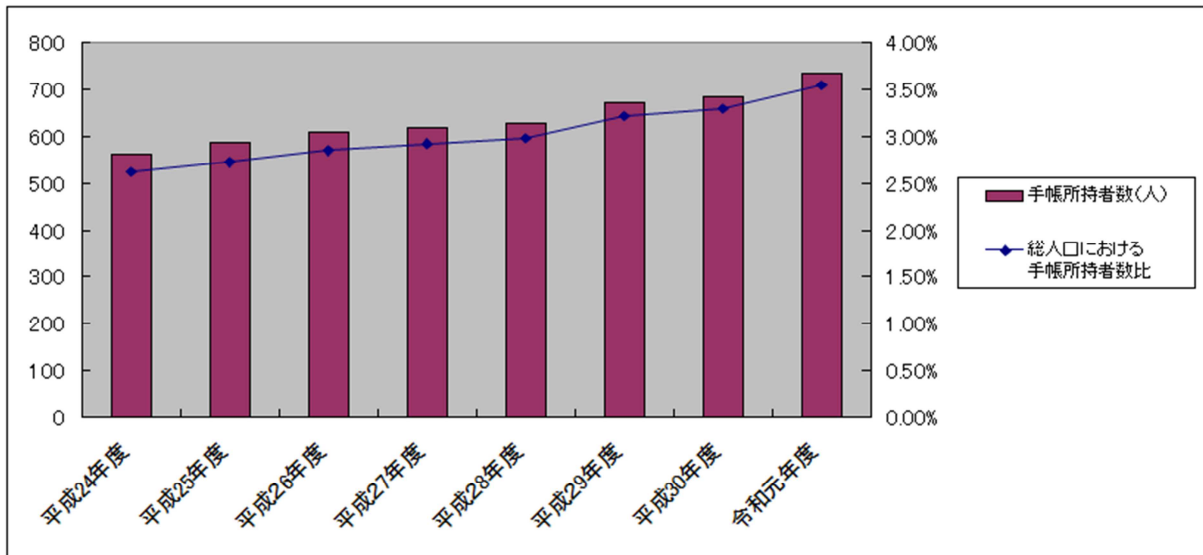
身体障害者手帳所持者数の推移

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
手帳所持者数(人)	561	585	607	619	628	672	684	734
手帳所持者数伸び率	100%	104.3%	108.2%	110.3%	111.9%	119.8%	121.9%	130.8%
総人口(人)	21,403	21,482	21,321	21,189	21,075	20,906	20,778	20,727
総人口伸び率	100.0%	100.4%	99.6%	99.0%	98.5%	97.7%	97.1%	96.8%
総人口における手帳所持者数比	2.62%	2.72%	2.85%	2.92%	2.98%	3.21%	3.29%	3.54%

※手帳所持者数（各年度3月31日現在）

※伸び率は平成24年度を100%とした場合の伸び率

※総人口は住民基本台帳人口より（各年度3月31日現在）



身体障害者の障害等級別の構成をみると、令和2年3月31日現在、「1級」が259人で最も多く「2級」の107人を加えると“重度障害者”が全体の49.8%を占めます。

また、年齢別で見ると、65歳以上が558人で全体の76%を占めています。

年齢別・等級別内訳

	手帳所持者数(人)						合計	年齢別割合
	1級	2級	3級	4級	5級	6級		
18歳未満	4	1	1	2	0	0	8	1.1%
18歳以上40歳未満	11	5	7	7	2	2	34	4.6%
40歳以上65歳未満	45	25	15	22	16	11	134	18.3%
65歳以上	199	76	82	143	29	29	558	76.0%
合計	259	107	105	174	47	42	734	100.0%
障害程度別割合	35.3%	14.6%	14.3%	23.7%	6.4%	5.7%	100.0%	

※令和2年3月31日現在

障害部位別の身体障害者数（身体障害者手帳の障害種類別所持状況）は、令和2年3月31日現在、「肢体不自由者」が369人で最も多く全体の50.3%を占めています。また、「内部障害」（心臓障害、じん臓障害、呼吸器障害、ぼうこう、直腸・小腸障害など）が272人で全体の37.1%を占めており、近年増加傾向となっています。

このほか、「視覚障害」が38人、「聴覚・平衡機能障害」が47人、「音声・言語・そしゃく機能障害」が8人という状況です。

障害種類別人数の推移

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
手帳所持者数（人）	561	585	607	619	628	672	684	734
	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
視覚障害	38	40	39	36	36	34	35	38
	6.8%	6.8%	6.4%	5.8%	5.7%	5.1%	5.1%	5.2%
聴覚・平衡機能障害	36	38	37	37	37	40	43	47
	6.4%	6.5%	6.1%	6.0%	5.9%	6.0%	6.3%	6.4%
音声・言語・そしゃく機能障害	6	7	7	7	7	7	7	8
	1.1%	1.2%	1.2%	1.1%	1.1%	1.0%	1.0%	1.1%
肢体不自由	303	317	328	332	337	358	353	369
	54.0%	54.2%	54.0%	53.6%	53.7%	53.3%	51.6%	50.3%
内部障害	178	183	196	207	211	233	246	272
	31.7%	31.3%	32.3%	33.4%	33.6%	34.7%	36.0%	37.1%

※手帳所持者数（各年度3月31日現在）

※下段の数値は、手帳所持者数に占める割合

内部障害別人数の推移

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
内部障害（人）	178	183	196	207	211	233	246	272
	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
心臓機能障害	89	94	102	108	114	115	118	127
	50.0%	51.4%	52.0%	52.2%	54.0%	49.4%	48.0%	46.7%
じん臓機能障害	44	44	47	50	47	61	66	78
	24.7%	24.0%	24.0%	24.2%	22.3%	26.2%	26.8%	28.7%
呼吸器機能障害	7	10	8	9	9	11	13	14
	3.9%	5.5%	4.1%	4.3%	4.3%	4.7%	5.3%	5.1%
ぼうこう・直腸機能障害	37	32	35	34	35	38	40	44
	20.8%	17.5%	17.9%	16.4%	16.6%	16.3%	16.3%	16.2%
小腸機能障害	0	0	0	0	0	0	0	0
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
免疫機能障害	0	2	3	4	4	6	7	7
	0.0%	1.1%	1.5%	1.9%	1.9%	2.6%	2.8%	2.6%
肝臓機能障害	1	1	1	2	2	2	2	2
	0.6%	0.5%	0.5%	1.0%	0.9%	0.9%	0.8%	0.7%

※手帳所持者数（各年度3月31日現在）

※下段の数値は、手帳所持者数に占める割合

**2 知的障害児・者の状況**

知的障害児・者数（療育手帳の所持者数）は、令和2年3月31日現在で130人であり、対人口比は0.63%となっています。

平成24年度との比較では、この8年間で21人の増加となっています。

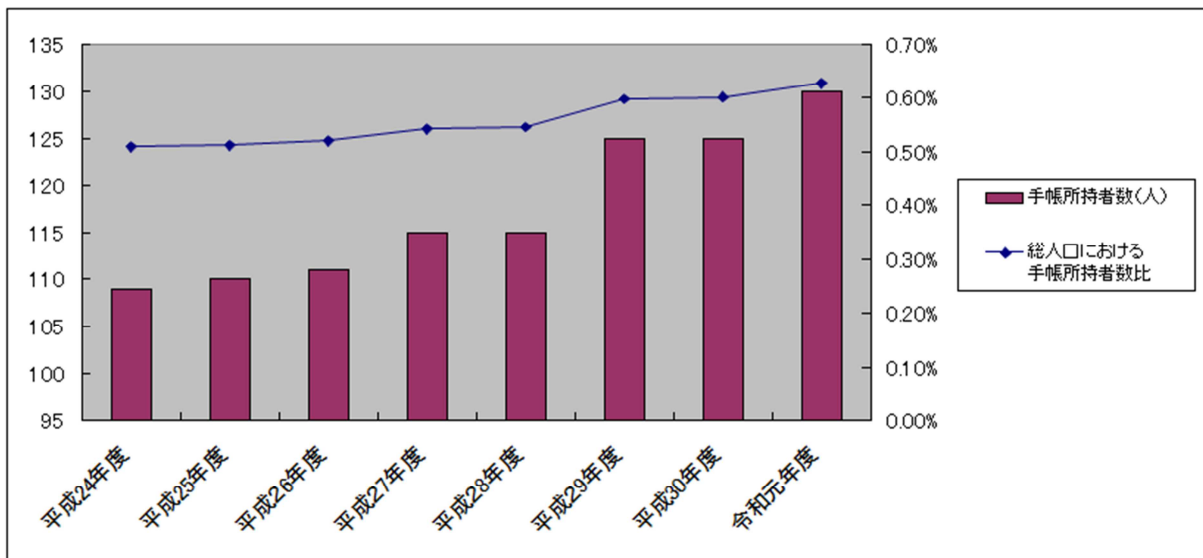
療育手帳所持者数の推移

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
手帳所持者数（人）	109	110	111	115	115	125	125	130
手帳所持者数伸び率	100%	100.9%	101.8%	105.5%	105.5%	114.7%	114.7%	119.3%
総人口（人）	21,403	21,482	21,321	21,189	21,075	20,906	20,778	20,727
総人口伸び率	100.0%	100.4%	99.6%	99.0%	98.5%	97.7%	97.1%	96.8%
総人口における手帳所持者数比	0.51%	0.51%	0.52%	0.54%	0.55%	0.60%	0.60%	0.63%

※手帳所持者数（各年度3月31日現在）

※伸び率は平成24年度を100%とした場合の伸び率

※総人口は住民基本台帳人口より（各年度3月31日現在）



知的障害者数を障害等級別の構成で見ると、最重度・重度の方が38人で全体の29.2%を占めています。また、中度は34人、軽度は58人という状況です。

年齢別で見ますと、18歳以上が97人で全体の74.6%を占めています。また、18歳未満が33人となっています。

**年齢別・程度別内訳**

	手帳所持者数（人）			
	最重度・重度	中度	軽度	合計
18歳未満	7	8	18	33
障害程度別割合	18.4%	23.5%	31.0%	25.4%
18歳以上	31	26	40	97
障害程度別割合	81.6%	76.5%	69.0%	74.6%
合計	38	34	58	130
障害程度別割合	29.2%	26.2%	44.6%	100.0%

※令和2年3月31日現在

**3 精神障害者保健福祉手帳所持者・精神通院医療受給者の状況**

精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、令和2年3月31日現在173人であり、平成24年度から毎年増加しており、この8年間で85人増加しています。

精神通院医療費受給者数は令和2年3月31日現在290人となっています。精神通院医療受給者数は、この8年間で81人の増加となっています。

精神保健福祉手帳所持者数及び自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移

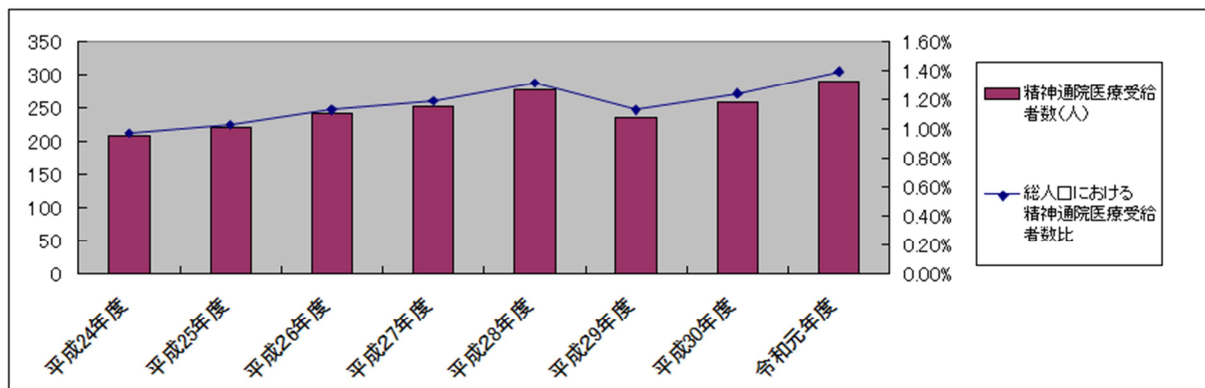
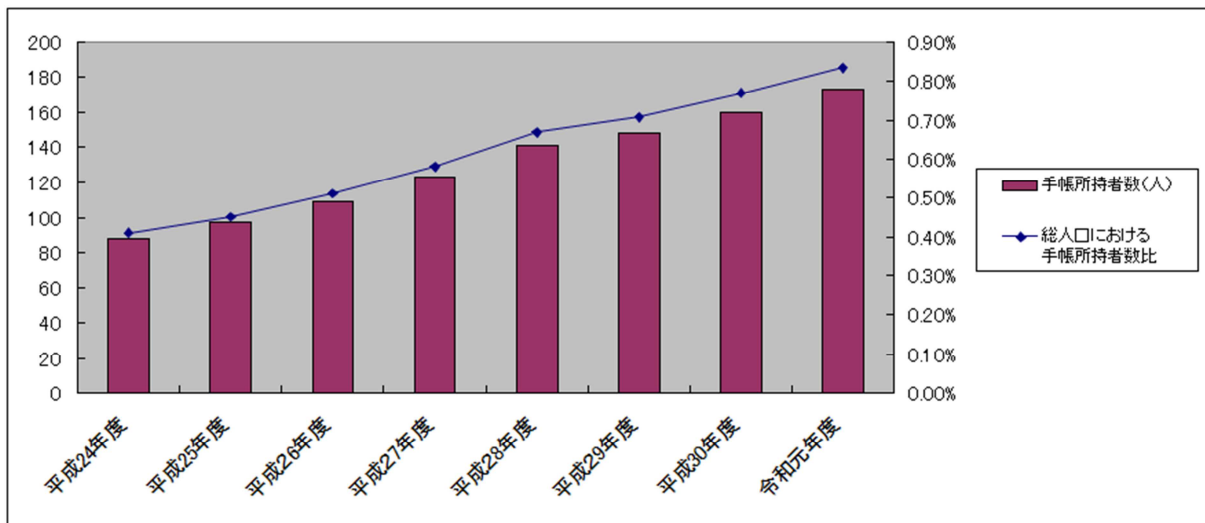
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
手帳所持者数(人)	88	97	109	123	141	148	160	173
手帳所持者数伸び率	100%	110.2%	123.9%	139.8%	160.2%	168.2%	181.8%	196.6%
総人口(人)	21,403	21,482	21,321	21,189	21,075	20,906	20,778	20,727
総人口伸び率	100.0%	100.4%	99.6%	99.0%	98.5%	97.7%	97.1%	96.8%
総人口における手帳所持者数比	0.41%	0.45%	0.51%	0.58%	0.67%	0.71%	0.77%	0.83%

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
精神通院医療受給者数(人)	209	222	242	253	278	237	259	290
精神通院医療受給者数伸び率	100%	106.2%	115.8%	121.1%	133.0%	113.4%	123.9%	138.8%
総人口(人)	21,403	21,482	21,321	21,189	21,075	20,906	20,778	20,727
総人口伸び率	100.0%	100.4%	99.6%	99.0%	98.5%	97.7%	97.1%	96.8%
総人口における精神通院医療受給者数比	0.98%	1.03%	1.14%	1.19%	1.32%	1.13%	1.25%	1.40%

※手帳所持者数及び精神通院医療受給者数（各年度3月31日現在）

※伸び率は平成24年度を100%とした場合の伸び率

※総人口は住民基本台帳人口より（各年度3月31日現在）

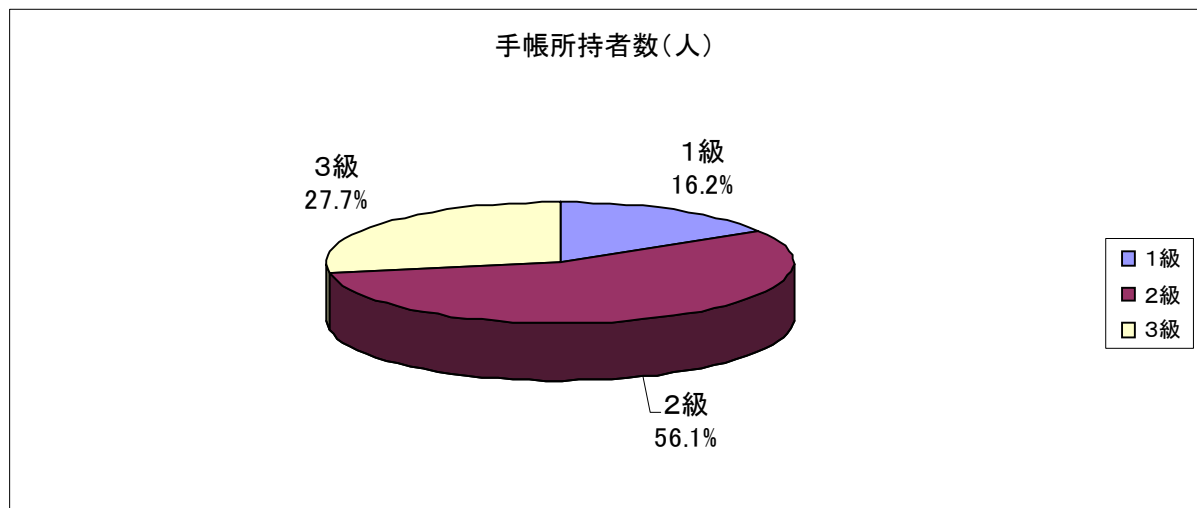


精神障害者保健福祉手帳の所持者数を障害等級別にみると、令和2年3月31日現在では「1級」が28人、「2級」が97人、「3級」が48人という状況です。

精神保健福祉手帳等級別内訳

	手帳所持者数(人)	構成比
1級	28	16.2%
2級	97	56.1%
3級	48	27.7%
合計	173	100.0%

※令和2年3月31日現在



## 第3章

# 第6期障害福祉計画

## 1 令和5年度目標値の設定

国の基本指針では、以下の6点について指針が示されています。それぞれ国の基本指針に基づき当町における目標を設定します。

### 1. 福祉施設入所者の地域生活への移行

#### 【国の基本指針】

- (1) 令和5年度末時点の施設入所者の6%以上が地域生活に移行
- (2) 令和5年度末時点の入所者数を令和元年度末時点の入所者数から1.6%以上削減

#### 【酒々井町における地域生活に移行する施設入所者数の目標】

項目		数値	考え方
令和元年度末の入所者 ①		10人	令和2年3月31日の数
目標値	地域生活移行者②	2人	①のうち令和5年度末までに施設から地域生活に移行する者の数
		20% (国の基本指針：6%以上)	
新たな施設入所支援者数 ③		1人	令和5年度末までに新たに施設入所支援が必要な利用人員見込
令和5年度末の入所者数 ④		9人	令和5年度末の利用人員見込 (①-②+③)
目標値	入所者削減見込⑤	1人	①-④
		10% (国の基本指針：1.6%以上)	

### 2. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

#### 【酒々井町における精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築の目標】

第5期障害福祉計画において、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指すものとして、市町村ごとの保健・医療・福祉関係による協議の場の設置を令和2年度末まで設置することを目標としていましたが、未達成となっております。

今後も、圏域における保健・医療・福祉関係による協議の場への参画をしていく中で、町単独での協議の場の設置に向け検討を行います。

また、酒々井町における令和5年度末における長期入院患者の地域生活への移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量(利用者見込)は7名となっており、長期入院患者の地域生活への移行に向けた体制整備を併せて検討します。



### 3. 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

#### 【国の基本指針】

市町村又は各都道府県が定める「障害福祉圏域」において、地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検討する。

#### 【酒々井町における地域生活支援拠点等の整備の目標】

圏域において設置済みである地域生活支援拠点について、年1回運用状況の検討を行います。

### 4. 福祉施設から一般就労への移行

#### 【国の基本指針】

- (1) 令和5年度において、障害者の福祉施設利用者のうち、「就労移行支援」事業等を通じて令和5年度中に一般就労に移行する人の数が、令和元年度実績の1.27倍以上（就労移行支援事業所1.3倍以上、就労継続A型1.26倍以上、就労継続B型1.23倍以上）とする。
- (2) 令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労への移行者のうち就労定着支援事業の利用者を全体の7割以上とする。
- (3) 就労定着支援事業所のうち、職場定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とする。

#### 【酒々井町における福祉施設から一般就労への移行の目標】

項目	数値	考え方
福祉施設から一般就労への移行者数	7人 (令和元年度(4人)の1.75倍) 内訳 就労移行支援 4人 (令和元年度(3人)の1.33倍) 就労継続支援A型 2人 (令和元年度(1人)の2.0倍) 就労継続支援B型 1人 (令和元年度(0人)の0倍)	就労移行支援事業等を通じて令和5年度中に一般就労に移行する人数
支援事業等を通じて一般就労へ移行した者のうち就労定着支援事業の利用する者の割合	70%	令和5年度末において、就労移行支援事業等を通じて一般就労へ移行した者のうち就労定着支援事業を利用する者の割合
就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所の割合	70%	就労定着率が80%以上の事業所の割合

## 5. 相談支援体制の充実・強化等

## 【国の基本指針】

- (1) 障害種別や各種ニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施
- (2) 地域の相談支援体制の強化

## 【酒々井町における相談支援体制の充実・強化等の目標】

種類		令和3年度	令和4年度	令和5年度
総合的・専門的な相談支援		検討	検討	実施
地域の相談支援体制の強化	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	0件	0件	0件
	地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	0件	0件	1件
	地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	0回	0回	1回

## 6. 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

## 【国の基本指針】

都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加

## 【酒々井町におけるの障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築目標】

項目	数値	考え方
都道府県における障害福祉サービス等に係る各種研修への参加	2人/年間	障害福祉サービス等を担当する町職員2人が年1回参加

**2 障害福祉サービス等の利用状況、見込量、今後の方策****1. 訪問系サービスの利用状況、見込量、今後の方策****①居宅介護（ホームヘルプサービス）**

内容：ホームヘルパーが、居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護や洗濯、掃除等の家事並びに生活等に関する相談助言等生活全般にわたる支援を行います。

見込：利用者数は増減を繰り返しながら、増加傾向にあります。今後も地域での生活を支える重要な役割を果たすことから、引き続きサービスの提供基盤の整備に取り組んでいきます。

単位	第5期利用実績			第6期利用見込量		
	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延時間/月	157	142	163	160	169	179
実人/月	12	12	11	13	14	15

**②重度訪問介護**

内容：重度の肢体不自由者のある人や重度の知的、精神障害のために行動上著しい困難を有する人で、常時介護を要する人に、居宅介護や外出時における移動中の介護を総合的に行います。

見込：令和2年度に1件の利用がありました。今後も大幅な増加は見込めませんが、1人あたりの利用時間数が長時間に及ぶことから令和5年における利用は1ヶ月あたり2人、890時間を見込みます。

単位	第5期利用実績			第6期利用見込量		
	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延時間/月	0	0	361	890	890	890
実人/月	0	0	1	2	2	2

**③同行援護**

内容：視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、外出時において同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ・食事等の介護その他外出する際に必要となる援護を行います。

見込：平成28年度より1人の利用実績があることから、令和5年度には1ヶ月あたり2人、6時間と見込みます。

単位	第5期利用実績			第6期利用見込量		
	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延時間/月	3	3	3	6	6	6
実人/月	1	1	1	2	2	2

④行動援護

内容：知的障害又は精神障害のために行動上著しい困難を有する人等に、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護その他の行動する際の必要な援助を行います。

見込：見込よりも利用者数の伸びがありませんが、居宅介護同様、施設入所者の地域生活への移行を促進する上でも不可欠なサービスであり、令和5年度には一ヶ月あたり5人、75時間と見込みます。

単位	第5期利用実績			第6期利用見込量		
	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延時間/月	58	28	19	45	60	75
実人/月	2	2	2	3	4	5

⑤重度障害者等包括支援

内容：常時介護を要する重度の障害のある人又は障害のある子どもで、寝たきり状態等の介護の必要性が著しく高い人に、居宅介護等、複数のサービスを包括的に提供します。

見込：第5期までの利用者の実績がなく、今後も大幅な増加が見込めないため令和5年度には一ヶ月あたり1人、延250時間と見込みます。

単位	第5期利用実績			第6期利用見込量		
	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延時間/月	0	0	0	250	250	250

【訪問系サービスの今後の方策】

障害のある方が地域において生活を送るうえで、訪問系サービスの利用は不可欠なものとなっています。今後も施設や病院からの地域移行が進められるほか主介護者の高齢化など、需要は高まることが予想されます。

町内外のサービス事業所と連携を図り、質・量ともに拡充を図れるよう、継続的な協議や指導・助言等に努めます。

2. 日中活動系サービスの内容と見込量、今後の方策

①生活介護

内容：常時介護を要する人に対して、主として昼間において、障害者支援施設などで行われる入浴、排せつ、食事等の介護、軽作業等の生産活動や創作的活動の場を提供します。

見込：利用者数は増減しており、今後も同水準で推移するものと想定し、令和5年度には一ヶ月あたり25人、延575日と見込みます。

単位	第5期利用実績			第6期利用見込量		
	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延日数/月	470	464	474	575	575	575
実人/月	25	23	23	25	25	25

②療養介護

内容：医療を必要とする障害者で常時介護を要する人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の世話を行います。病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時介護を必要とする、筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者等の気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている人を対象としています。

見込：サービスの内容から対象者が限られておりますが、第5期の伸び率を考慮すると、令和5年度には一ヶ月あたり3人、延93日と見込みます。

単位	第5期利用実績			第6期利用見込量		
	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延日数/月	62	62	62	93	93	93
実人/月	2	2	2	3	3	3

③短期入所（福祉型）

内容：居宅において、その介護を行う人の疾病その他の理由により、障害者支援施設等への短期間の入所を必要とする障害者等に入浴、排せつ、食事の介護その他の必要な介護を行います。

見込：福祉型は短期入所福祉型は見込量ほどの伸びはありませんでしたが、介護者の高齢化に伴う一時入院等により定期的な利用者を考慮して、令和5年度には一ヶ月あたり5人、100日と見込みます。

医療型は第5期までの利用実績はなく、今後も大幅な増加が見込めないため、令和5年度には一ヶ月あたり1人、延13日と見込みます。

【福祉型】 単位	第5期利用実績			第6期利用見込量		
	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延日数/月	25	69	37	60	80	100
実人/月	2	3	2	3	4	5

【医療型】 単位	第5期利用実績			第6期利用見込量		
	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延日数/月	0	0	0	13	13	13
実人/月	0	0	0	1	1	1

④自立訓練（機能訓練）

内容：身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援を行うとともに、特別支援学校（盲・ろう・養護学校）を卒業した人にとっても地域生活を営む上での身体機能の維持・回復などの支援も行うサービスです。

見込：第5期までの利用者の実績がなく、今後も大幅な増加が見込めないため、令和5年度には一ヶ月あたり1人、延23日と見込みます。

単位	第5期利用実績			第6期利用見込量		
	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延日数/月	0	0	0	23	23	23
実人/月	0	0	0	1	1	1

## ⑤自立訓練（生活訓練）

内容：知的障害者又は精神障害者に障害者支援施設等において、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談、助言その他必要な支援を行います。

見込：平成30年度に利用者が増加したものの、その後は減少が続いています。介護者の高齢化に伴い、地域での生活を目指すための生活訓練の需要は高まることが予想されることから令和5年度には一ヶ月あたり8人、延112日と見込みます。

単位	第5期利用実績			第6期利用見込量		
	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延日数/月	61	54	59	84	98	112
実人/月	6	4	3	6	7	8

## ⑥就労移行支援

内容：就労を希望する65歳未満の人を対象に、定められた期間、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。

見込：令和2年度時点での利用者はいませんが、障害者の一般就労への移行において重要な役割を果たすことから、積極的な周知を図り令和5年度には一ヶ月あたり3人、延69日と見込みます。

単位	第5期利用実績			第6期利用見込量		
	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延日数/月	63	0	0	69	69	69
実人/月	3	0	0	3	3	3

## ⑦就労継続支援A型

内容：通常の事業者には雇用されることが困難な障害者のうち、適切な支援により雇用契約等に基づき就労する人に、生産活動その他の活動の機会の提供及び就労に必要な知識、能力の向上のために必要な訓練を行います。

見込：就労への需要は高く、今後も利用の増加が見込まれることから令和5年度には一ヶ月あたり8人、延128日と見込みます。

単位	第5期利用実績			第6期利用見込量		
	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延日数/月	95	71	55	96	112	128
実人/月	6	4	3	6	7	8

⑧就労継続支援B型

内容：通常の事業者には雇用されることが困難な障害者に対し、生産活動その他の活動の機会の提供及び就労に必要な知識、能力の向上のために必要な訓練を行います。

見込：利用者は年々増加傾向にあり、令和2年度に町内に事業所が増えたことや、就労移行支援後に利利用につながる利用者が増えている等ことから、今後も増加傾向で推移するものと想定し、令和5年度には一ヶ月あたり41人、延762日と見込みます。

単位	第5期利用実績			第6期利用見込量		
	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延日数/月	427	501	518	632	688	762
実人/月	25	28	29	34	37	41

⑨就労定着支援

内容：就労移行支援などを利用して一般就労へ移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう支援する費用の給付を行います。

見込：一般就労に移行した人が職場に長く定着できるよう、サービス提供事業者と連携して、サービスの啓発や利用促進に努めます。

単位	第5期利用実績			第6期利用見込量		
	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実人/月	2	3	2	3	3	3

【日中活動系サービスの今後の方策】

障害者の日中活動を支援するための社会資源として、就労継続支援B型を行う2事業所がありますが、事業所が少ないため、利用者は町外への事業所を利用している現状です。今後も利用者に必要な日中活動支援が提供できるよう、町内外の事業者との連携を図りながら必要事業量の確保に努めます。

また、就労移行支援・定着支援についても周知に努め、積極的な利用に向けた働きを行っていきます。

## 3. 居住系サービスの内容と見込量、今後の方策

## ①施設入所支援

内容：生活介護を受けている人、あるいは自立訓練又は就労移行支援を受けている人で入所しながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められる人、又は地域における障害福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により、通所によって訓練等を受けることが困難な人に、夜間を主に、入浴、排泄及び食事等の介護等を行います。

見込：国の基本指針に基づき、施設入所者の地域移行を進めており、令和5年度末において1名減を見込みます。

単位	第5期利用実績			第6期利用見込量		
	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実人/月	10	10	10	10	10	9

## ②共同生活援助（グループホーム）

内容：身体障害者（65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限る。）、知的障害者、精神障害者に、夜間を主に、共同生活を営むべき住居において、相談その他の日常生活上の援助を行います。

見込：施設入所者の地域移行に加え、介護者の高齢化等により共同生活援助のニーズが高まっています。相談支援事業所及び中核地域生活支援センターの「障害者グループホーム等支援ワーカー」と連携し、ニーズの把握・近隣市町を含めた資源の把握に努めます。

単位	第5期利用実績			第6期利用見込量		
	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実人/月	9	10	11	16	20	26

## ③自立生活援助

内容：障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障害や精神障害のある人などについて、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障害のある人の理解力、生活力等を補う観点から、適時に適切な支援を行います。

見込：令和2年度において利用実績がなく、令和5年度においても実績は見込みませんが、引き続き事業の周知を図ります。

単位	第5期利用実績			第6期利用見込量		
	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実人/月	0	0	0	0	0	0

## 【居住系サービスの今後の方策】

国の基本指針に基づき、福祉施設の入所者数の削減を目指します。また、地域生活への移行を推進していく中で、共同生活援助（グループホーム）への入所に対する相談やニーズが増加しており、今後利用が増えることが見込まれます。

入所のニーズに対応するため、障害福祉サービス事業所とも連携を図り、必要な量・質のサービス提供ができるよう、整備の推進を図ります。



## 4. 相談支援の内容と見込量、今後の方策

## ①計画相談支援

内容：障害福祉サービス又は地域相談支援（地域移行支援及び地域定着支援）を利用するすべての人に、サービス等利用計画を作成し、ケアマネジメントを通じて支援を行います。

見込：新規のサービス利用者には原則として計画相談支援を依頼することとしており、利用者も増加しています。今後も増加が見込まれ令和5年度には一ヶ月あたり30人と見込みます。

単位	第5期利用実績			第6期利用見込量		
	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実人/月	11	15	20	22	26	30

## ②地域移行支援

内容：障害者支援施設や保護施設、矯正施設等に入所している人又は精神科病院に入院している人に対し、住居の確保や障害福祉サービスの体験的な利用支援等の必要な支援を行います。

見込：第5期までの利用者の実績がなく、今後も大幅な増加が見込めないため令和5年度には一ヶ月あたり1人と見込みます。

単位	第5期利用実績			第6期利用見込量		
	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実人/月	0	0	0	1	1	1

## ③地域定着支援

内容：居宅において単身等で生活する人に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際に訪問や相談等の必要な支援を行います。

見込：第5期までの利用者の実績がなく、今後も大幅な増加が見込めないため令和5年度には一ヶ月あたり1人と見込みます。

単位	第5期利用実績			第6期利用見込量		
	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実人/月	0	0	0	1	1	1

## 【相談支援等の内容と今後の方策】

現在、障害福祉サービス利用者の9割を超える割合で、計画相談支援が行われています。今後も、原則として計画相談支援を利用していくこととしているので、新規の障害福祉サービス利用者を中心に計画相談支援の利用が増えることが見込まれます。町内外の事業所と連携を図り、安定したサービスの提供が行われるよう努めます。

## 3 地域生活支援事業の実績と見込量

障害者総合支援法第77条第1項及び第3項の規定により、当町では以下のとおり地域生活支援事業として位置づけ、実施又は未実施事業については準備・検討をします。

## 1. 地域生活支援事業の内容

## (1) 必須事業の内容

サービス名	サービス内容	対象者
①相談支援事業	障害のある人やその家族等の総合的な相談窓口として必要な情報提供や助言、関係機関との連絡調整などを行い、自立した社会生活や日常生活が営めるよう支援します。希望により自宅を訪問しての相談にも対応します。	身体障害のある人（子ども） 知的障害のある人（子ども） 精神障害のある人 難病患者等 障害のある子どもの保護者
②成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障害者の権利擁護を図ることを目的とするもので、成年後見制度の申立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成するものです。	知的障害者又は精神障害者であり、後見人等の報酬等、必要となる経費の一部について、助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる人
③成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。	法人後見実施団体又は法人後見の実施を予定している団体等
④意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある人を支援するために、手話通訳や要約筆記等を行う人の派遣等を行います。	聴覚・言語機能・音声機能・視覚その他の障害のある人（子ども）
⑤手話奉仕員養成研修事業	聴覚障害者等との交流活動の促進等の支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成・研修を行います。	3市町広域（富里市、八街市、酒々井町）の市町民
⑥日常生活用具給付等事業	在宅の重度心身障害のある人（子ども）の日常生活を容易にするため、障害に応じた用具の給付が受けられます。	身体障害のある人（子ども） 知的障害のある人（子ども） 精神障害のある人 難病患者等
⑦移動支援事業	社会生活上不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出について支援が受けられます。ただし、障害者総合支援法によるその他の外出介護サービス及び介護保険の外出介護サービスが受けられる方は各制度が優先されます。	肢体不自由の程度が1級の人 視覚障害のある人（子ども） 知的障害のある人（子ども） 精神障害のある人（子ども） ※重度訪問介護対象者と行動援護の対象者を除く）
⑧地域活動支援センター事業	創作的な活動や生産活動、社会との交流促進など多様な活動の場を利用することができます。	センターⅠ型は、障害者及びその家族等。センターⅡ型・Ⅲ型は障害者総合支援法第4条に規定する障害者
⑨理解促進研修・啓発事業	地域社会の住民に対して障害者等に対する理解を深める、又は「心のバリアフリー」の推進を図るための研修・啓発事業を行います。	すべての町民
⑩自発的活動支援事業	障害のある人やその家族、地域住民等が自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策活動、ボランティア活動等）に対して支援を行います。	すべての町民

(2) 任意事業の内容

サービス名	サービス内容	対象者
⑪日中一時支援事業	保護者や家族等介護者の就労支援及び一時的な休息のため、障害のある人等の日中活動の場を利用することができます。	日中において監護をする人がいないために一時的な見守り等の支援が必要な障害のある人及び障害のある子ども
⑫訪問入浴サービス事業	家庭において入浴することが困難な在宅の重度身体障害のある人（子ども）等の自宅へ移動入浴車を派遣し、室内で入浴のサービスが受けられます。	居宅において常に臥床し自宅で入浴が著しく困難な65歳未満の障害のある人（子ども）
⑬身体障害者自動車改造費助成事業	身体障害者手帳の上下肢、体幹機能1級、2級の障害のある方で、ハンドル、アクセル等の一部を改造する費用の一部を助成する事業です。	身体障害者手帳1・2級の上肢、下肢又は体幹機能障害を有する人で運転免許証の交付を受けていて所得制限限度額を超えない方

2. 第5期実績と第6期計画の見込量

地域生活支援事業		単位	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度		令和4年度		令和5年度		
			実績	実績	実績	第6期計画値	前年度比伸び率	第6期計画値	前年度比伸び率	第6期計画値	前年度比伸び率	
1	障害者相談支援事業	箇所	1 (1)	1 (1)	1 (2)	1	100.0%	2	200.0%	2	100.0%	
	基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	-	有	-	有	-	
2	成年後見制度利用支援事業	実施の有無	有	有	有	有	-	有	-	有	-	
3	成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	無	未定	-	未定	-	未定	-	
4	意思疎通支援事業	手話通訳者派遣事業	件/年 35 (26)	61 (29)	30 (33)	41	136.6%	41	100.0%	41	100.0%	
		要約筆記者派遣事業	件/年 9 (28)	12 (31)	10 (34)	10	100.0%	10	100.0%	10	100.0%	
		手話通訳者設置事業	実施の有無	無	無	無	無	-	無	-	無	-
5	手話奉仕員養成研修事業	実施の有無	有	有	有	有	-	有	-	有	-	
6	日常生活用具給付等事業	ア 介護・訓練支援用具	件/年 1 (1)	3 (1)	1 (1)	1	100.0%	1	100.0%	1	100.0%	
		イ 自立生活支援用具	件/年 0 (1)	3 (1)	1 (1)	1	100.0%	1	100.0%	1	100.0%	
		ウ 在宅療養等支援用具	件/年 2 (2)	1 (2)	2 (2)	2	100.0%	2	100.0%	2	100.0%	
		エ 情報・意思疎通支援用具	件/年 0 (2)	1 (2)	2 (2)	2	100.0%	2	100.0%	2	100.0%	
		オ 排泄管理支援用具	件/年 365 (360)	358 (360)	406 (360)	418	102.9%	430	102.9%	442	102.8%	
		カ 居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件/年 0 (1)	1 (1)	1 (1)	1	100.0%	1	100.0%	1	100.0%	
7	移動支援事業	時間/年	328 (415)	299 (415)	155 (155)	260	167.7%	260	100.0%	260	100.0%	
		実人/年	9 (7)	10 (7)	7 (7)	9	128.5%	9	100.0%	9	100.0%	
8	地域生活支援センター事業	I型	箇所	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1	100.0%	1	100.0%	1	100.0%
			延日/年	388 (75)	204 (75)	80 (75)	72	90.0%	72	100.0%	72	100.0%
		II型	箇所	0 (1)	0 (1)	0 (1)	1	-	1	100.0%	1	100.0%
			延日/年	0	0	0	0	-	0	-	0	-
		III型	箇所	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1	-	1	-	1	-
			延日/年	106 (297)	55 (297)	36 (297)	66	183.3%	66	100.0%	66	100.0%
9	理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	無	無	-	実施予定	-	実施予定	-	
10	自発的活動支援事業	実施の有無	無	無	無	無	-	無	-	実施予定	-	
11	日中一時支援事業	延日/年	931 (819)	1,195 (819)	738 (819)	1,063	144.0%	1,063	100.0%	1,063	100.0%	
		実人/年	21 (17)	27 (17)	19 (17)	24	126.3%	24	100.0%	24	100.0%	
12	訪問入浴	延日/年	82 (90)	36 (90)	97 (90)	120	123.7%	90	75.0%	90	100.0%	
		実人/年	1 (1)	1 (1)	2 (1)	2	100.0%	2	100.0%	2	100.0%	
13	身体障害者自動車改造費助成事業	件	0 (1)	1 (1)	1 (1)	1	100.0%	1	100.0%	1	100.0%	

※（ ）内は第5期計画値  
※令和2年度は見込

①相談支援事業

障害児・者及び家族からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言のほか、虐待防止、権利擁護のための必要な援助を行います。社会福祉法人印旛福祉会 いんば障害者相談センターに委託しています。  
相談ニーズの増加に伴い、相談支援事業の委託事業所の拡充を検討します。

②成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用に際し、町長による申立てを行う方を対象に、申立て費用・報酬費用の助成を行います。令和2年度に2件の利用を見込んでおり、今後も増加することが見込まれます。

③成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度について、市民後見人の養成等、実施の体制について検討を行うとともに、後見等の業務を行う法人に対する支援について検討を行います。

④意思疎通支援事業

年度によって増減がありますが、聴覚障害者等とその他の者の意思疎通を円滑化に仲介するために重要であることから、ニーズを見極めながら利用者への適切な対応を図る必要があります。令和5年度に手話通訳者派遣事業は、年間41件、要約筆記者派遣事業は、年間10件を見込みます。

⑤手話奉仕員養成研修事業

3市町広域（富里市、八街市、酒々井町）にて、平成27年度より共同実施しています。

⑥日常生活用具給付等事業

排泄管理支援用具の件数が近年増加傾向にあり、令和5年末までの間月1件の割合で増加を見込みます。その他の支援用具等は、横ばいで推移するものと思われます。

⑦移動支援

利用者がほぼ横ばいですが、利用時間は、減少傾向にあります。特に令和2年度は新型コロナウイルスの感染拡大による緊急事態宣言の発令を受け、大幅な減少がありましたが、宣言解除後は前年度の利用実績に近い利用が見受けられました。

事業者と連携し、移動支援を必要とする人が、安心安全に利用できる環境を整え、安定した事業の実施体制の構築に努めます。令和5年度は、実人数9人、延260時間／年を見込みます。

⑧地域活動支援センター事業

I型、Ⅲ型共に利用実績が減少しています。I型については今後も大幅な増加は見込まれないことから横ばいを見込み、Ⅲ型については令和2年度の後半において利用が増加していることから延66人／年を見込みます。第5期においてⅡ型の利用実績はないため、第6期計画値の人数には見込みません。

令和5年度は、I型で延72人／年、1箇所

Ⅱ型で延 0人／年、1箇所

Ⅲ型で延66人／年、1箇所

を見込みます。本町に当該施設がないため、利用者は近隣市町の施設を利用しています。障害者の地域生活の場、社会参加の場として重要であり、事業所と連携をとり量的確保を図ります。

⑨理解促進研修・啓発事業

障害のある人に対する町民の理解や認識を探るため、また社会問題となっている障害のある人への差別や虐待を防ぐためにも、広報紙や講演会の開催等を通じた啓発活動をより積極的に推進します。

⑩自発的支援事業

障害のある人やその家族が互いの悩みを共有したり、情報交換したりすることができる「ピアサポート」活動を支援するため、障害者団体への補助事業の実施を目指します。

⑪日中一時支援事業

利用者数、日数共増加傾向にあります。令和2年度は新型コロナウイルスの感染拡大による緊急事態宣言の発令を受け、減少がみられました。

今後は同水準で推移するものとみられ、令和5年度は、実24人／年、延1,063日／年を見込みます。

⑫訪問入浴サービス

平成25年度に事業を開始し、登録者数は2人です。利用実績を踏まえ、サービス必要量については、令和5年度に実2人を見込みます。

⑬身体障害者自動車改造費助成事業

利用件数については、平成31年度1件の実績があったことから（令和2年度は見込み）、サービス必要量については、これまでの利用状況を踏まえ、令和5年度に、1件を見込みます。

# 第4章

## 第2期障害児福祉計画

## 1 令和5年度目標値の設定

本計画では、障害のある児童の地域支援体制の構築に向け、施設や体制の整備について、令和5年度を最終目標年度として以下の通り設定します。

### 1. 障害児支援の提供体制の整備等

#### 【国の指針】

- ・令和5年度末までに、児童発達支援センターを少なくとも1箇所以上設置することを基本とする。なお、市町村での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。
- ・令和5年度末までに保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。なお、市町村での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。
- ・令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業及び放課後等デイサービス事業所を1箇所以上確保することを基本とする。なお、市町村での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。
- ・令和5年度末までに、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア時等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。なお、市町村での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。

#### 障害児支援の提供体制の整備等の目標

項目	数値	令和元年度末時点の状況	考え方
児童発達支援センターの設置数	1箇所	0箇所	令和5年度末までに町単独での設置に向け、協議・検討を行います。
保育所等訪問支援を利用できる体制のを構築	有	無	町外の事業所と連携を図り、実施の体制を整えます。
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業及び放課後等デイサービス事業所の確保数	0箇所	0箇所	町単独での設置は困難な状態であり、圏域での設置に向け協議・検討を行います。
保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置	無	無	町単独での設置は困難な状態であり、圏域での設置に向け協議・検討を行います。
医療的ケア時等に関するコーディネーターの配置	有	有	令和元年度末時点において1名配置しています。

**2 障害児通所支援等の利用状況、見込量、今後の方策****1. 障害児通所支援等の実績と見込量****①児童発達支援**

内容：日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活へ適応訓練等を行います。

見込：令和3年度に町内に事業所の開設が予定されており、利用者の増加が想定されることから、令和5年度には一ヶ月あたり18人、延144日と見込みます。

単位	第5期利用実績			第6期利用見込量		
	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延日数/月	88	76	106	112	128	144
実人/月	17	10	12	14	16	18

※令和2年度は見込み

**②放課後等デイサービス**

内容：放課後や夏休み等に生活能力改善のための訓練を継続的に提供し、障害児の自立を促進します。

見込：令和3年度に町内に事業所の開設が予定されており、利用者の増加が想定されることから、令和5年度には一ヶ月あたり29人、延319日と見込みます。

単位	第5期利用実績			第6期利用見込量		
	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延人数/月	325	198	259	275	297	319
実人/月	29	22	23	25	27	29

※令和2年度は見込み

**③保育所等訪問支援**

内容：訪問支援員が障害児のいる保育所等を訪問し、集団生活に溶け込めるようになるための支援を行います。

見込：令和2年度に1件の支給決定があり、今後利用が見込まれることから一ヶ月あたり1人、延2日を見込みます。

単位	第5期利用実績			第6期利用見込量		
	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延人数/月	0	0	0	2	2	2
実人/月	0	0	0	1	1	1

※令和2年度は見込み



## ④医療型児童発達支援

内容：日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行うとともに治療を行います。

見込：現状において、想定される利用者がおらず0名と見込みますが、制度の周知を行い、利用ニーズの把握に努めます。

単位	第5期利用実績			第6期利用見込量		
	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延人数/月	0	0	0	0	0	0
実人/月	0	0	0	0	0	0

※令和2年度は見込み

## ⑤居宅訪問型児童発達支援

内容：重症心身障害のある児童など、重度の障害があり、障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な児童に、居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施する費用を給付します。

見込：現状において、想定される利用者がおらず0名と見込みますが、制度の周知を行い、利用ニーズの把握に努めます。

単位	第5期利用実績			第6期利用見込量		
	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延人数/月	0	0	0	0	0	0
実人/月	0	0	0	0	0	0

※令和2年度は見込み

## ⑥障害児相談支援

内容：障害児通所支援を利用するすべての児童に、障害児支援利用計画を作成し、ケアマネジメントを通じて支援を行います。

見込：セルフプランにおいて実施している利用者に対し、順次当該サービスへの移行を行っており、今後も増加が見込まれます。

単位	第5期利用実績			第6期利用見込量		
	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実人/月	2	2	5	7	8	10

※令和2年度は見込み

## 2. 障害児通所支援等の今後の方策

障害児通所支援等について利用のニーズが増えており、各サービスとも今後増加が見込まれます。

一方、当町においては、障害児等の通所する社会資源がなく、利用者は町外の事業所等を利用している状況ですが、令和3年度に事業所の開設を予定していることから、今後も町内外の事業者との連携を図りながら必要事業量の確保に努めます。

第6期酒々井町障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画

令和3年3月

発行 酒々井町健康福祉課

〒285-8510 千葉県印旛郡酒々井町中央台4-11

電話 043-496-1171

FAX 043-496-4541